

港区区民協働ガイドライン
～ 「協働」をより進めるための指針 ～

平成26年3月

港 区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

第1部	協働とは ― 総 論 ―	1
1	港区区民協働ガイドライン策定の目的等	3
(1)	背景と目的	3
(2)	ガイドラインの位置づけ	3
(3)	ガイドラインの構成	4
2	港区における協働とは	5
(1)	参画と協働	5
(2)	協働とはどういうことか	6
(3)	協働の原則	7
3	区の協働の取り組みの現状と課題	9
(1)	港区の特長（区役所・支所改革による区の体制）	9
(2)	各地区総合支所における参画と協働の広がり	9
(3)	協働を進めるうえでの課題	11
第2部	協働のすすめ ― 区民・各活動主体の皆さんへ ―	15
1	地域をより身近に、より魅力あるまちにするために	17
(1)	一人ひとりの思いの「たね」を行動に変えていきませんか	17
(2)	地域のことをもっと理解してみませんか	17
(3)	思いを共感する仲間の輪を広げませんか	17
(4)	つながりを大切にしませんか	17
2	協働に取り組む際のポイント	18
(1)	協働に取り組む前の準備	18
(2)	協働を進めるうえでの進行管理	19
(3)	困ったことがあったら	19
第3部	協働を進めるための区の役割、職員の心構え ― 職員に向けて ―	23
1	区として取り組むこと、職員の心構え	25
(1)	協働の基本概念を理解しましょう	25
(2)	区の役割として情報の発信とつながることが重要です	25
(3)	協働には実施時期が大切です	25
(4)	協働の芽を育てる意識を高めましょう	26
2	一般的な協働のステップを理解しましょう	27

第4部 さらなる協働の推進に向けて 29

1 協働を一層推進させる取り組み.....	31
(1) 受付及び相談窓口の明確化と区職員の意識啓発.....	31
(2) 協働を進める中間支援機能の創設.....	31
(3) 協働に向けた打ち合わせ等を行う場の提供.....	32
(4) 町会・自治会等への区の支援要件の見直し.....	32
(5) 協働をより進めるための手法の明確化.....	32
2 新たな協働へのきっかけを作る取り組み.....	33
(1) 地域での協働意識の醸成に向けた懇談会等の開催.....	33
(2) 多様な方法による協働情報の提供.....	33
3 協働推進体制の整備.....	33
4 地域の皆さんとともに.....	34

資料編 資-1

1 調査・基礎データ資料.....	資-3
(1) ワークショップ・地区別座談会の実施と出された意見.....	資-3
(2) ヒアリングの実施と出された意見.....	資-17
(3) アンケートの実施.....	資-25
(4) 「町会・自治会等、商店会編」のアンケート分析.....	資-27
(5) 「NPO等の区民団体編」のアンケート分析.....	資-48
(6) 「区内事業者・大学編」のアンケート分析.....	資-80
(7) 「芸術・文化団体編」のアンケート分析.....	資-105
(8) 参考資料（他調査に見る区内事業者の社会貢献活動）.....	資-117
2 港区区民協働ガイドライン検討委員会関係資料.....	資-120
(1) 設置要綱.....	資-120
(2) 検討委員会、幹事会の委員一覧.....	資-122
(3) 検討委員会・幹事会等開催概要.....	資-124

第1部 協働とは ― 総論 ―

第1部 協働とは ― 総論 ―

1 港区区民協働ガイドライン策定の目的等

(1) 背景と目的

近年、防災、子育て、介護、教育、環境分野など、区民のニーズや地域で解決すべき課題は複雑化、多様化しており、区（行政）だけでこれらの課題の解決を図ることには限界があります。一方で、地域においては、地域の課題は住民自らが解決していくという意識が高まっています。

都心に位置する港区には、町会・自治会、商店会の他に、事業者、大学、大使館、文化芸術団体、NPO、ボランティア団体、また、警察・消防等の区以外の行政機関など（以下「各活動主体」と言います）、区と課題解決を図ることができる人材や経験を有するパートナーが多数存在します。地域の課題解決に取り組むためには、区や、各活動主体が、協力し合って連携を進めることが重要です。

区では、既に各地区総合支所を中心に、地域の各活動主体と、協働の取り組みを進めており、これまでの取り組みや区の地域特性を踏まえ、区や各活動主体が協働について共通認識を深め、さらに協働を推進するため、協働の定義や原則等を明確にします。

協働を一層推進するためには、区や各活動主体が、協働に取り組む際の基本的な考え方について、共通認識を深めることが重要です。本ガイドラインを策定することにより、区民や各活動主体の協働への理解が深まり、区と各活動主体が相互に協力し、協働の輪が一層広がって、地域の課題解決が進むことが期待できます。

(2) ガイドラインの位置づけ

区は、平成22年3月、「区民参画手続ガイドライン」を策定し、港区基本計画の策定など、多方面にわたり区民参画の取り組みを進めています。

一方、区にはこれまで、協働に関するガイドラインはありませんでした。区は、参画と協働を区政運営の2つの柱としており、これまでの協働の取り組みを踏まえた「協働」のガイドラインを策定する必要があります。

本ガイドラインは、区民や各活動主体及び職員一人ひとりが、協働に対する認識を共有し、「協働」を一層進めるための指針です。

(3) ガイドラインの構成

本ガイドラインは、4部構成となっています。

第1部は、総論として、区民や各活動主体及び職員一人ひとりが協働に取り組む際の共通の認識を深めるため、港区における協働の定義、協働の原則、区の協働の現状と課題を示します。

第2部は、協働の主体となる区民や各活動主体が協働を円滑に進めるための考え方、ポイントをわかりやすく示します。今後、区が行う講演会等でわかりやすく周知し、区民や各活動主体が主体的に協働に取り組む意識の醸成を図ります。

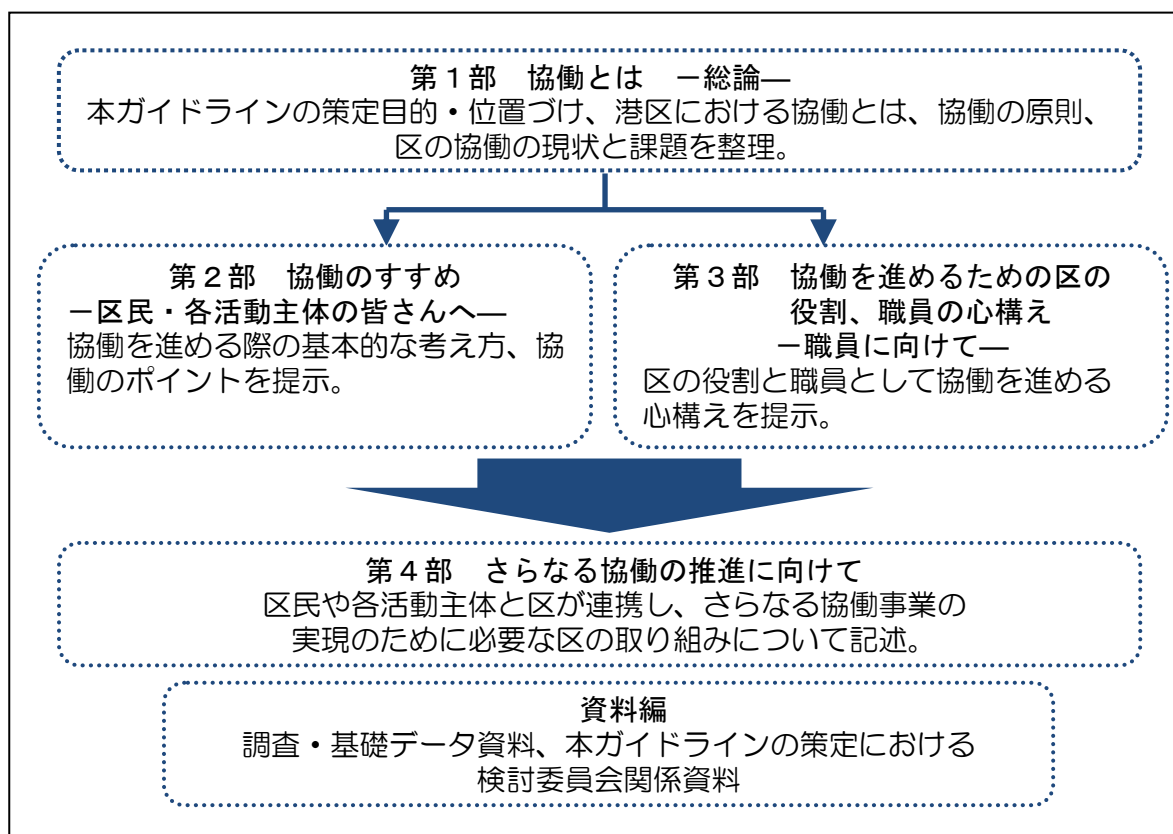
第3部は、区が牽引役となって地域の協働を推進する観点から、区職員としての協働に関する心構えや区の役割を示し、区職員の意識啓発に取り組みます。

第4部では、区民や各活動主体と区が、ともに地域の課題解決に取り組むためには、協働を一層推進させることが重要であることから、第1部から第3部で示した、区における協働の現状と課題、区民や各活動主体への働きかけや、区の役割を踏まえ、さらなる協働事業の実現のために必要な区の取り組みを示します。

資料編では、本ガイドライン策定に関する調査・基礎データ資料等を掲載します。

区は、平成26年4月から、本ガイドラインに基づき、さらなる協働の推進に取り組んでいきます。

図表 1-1 港区区民協働ガイドライン 全体構成図



2 港区における協働とは

(1) 参画と協働

区は、平成18年4月、地域の課題を区民に最も身近な地域で解決することを目的として、「区役所・支所改革」を実施するとともに、区政運営の基本である「参画と協働」の取り組みを進めてきました。

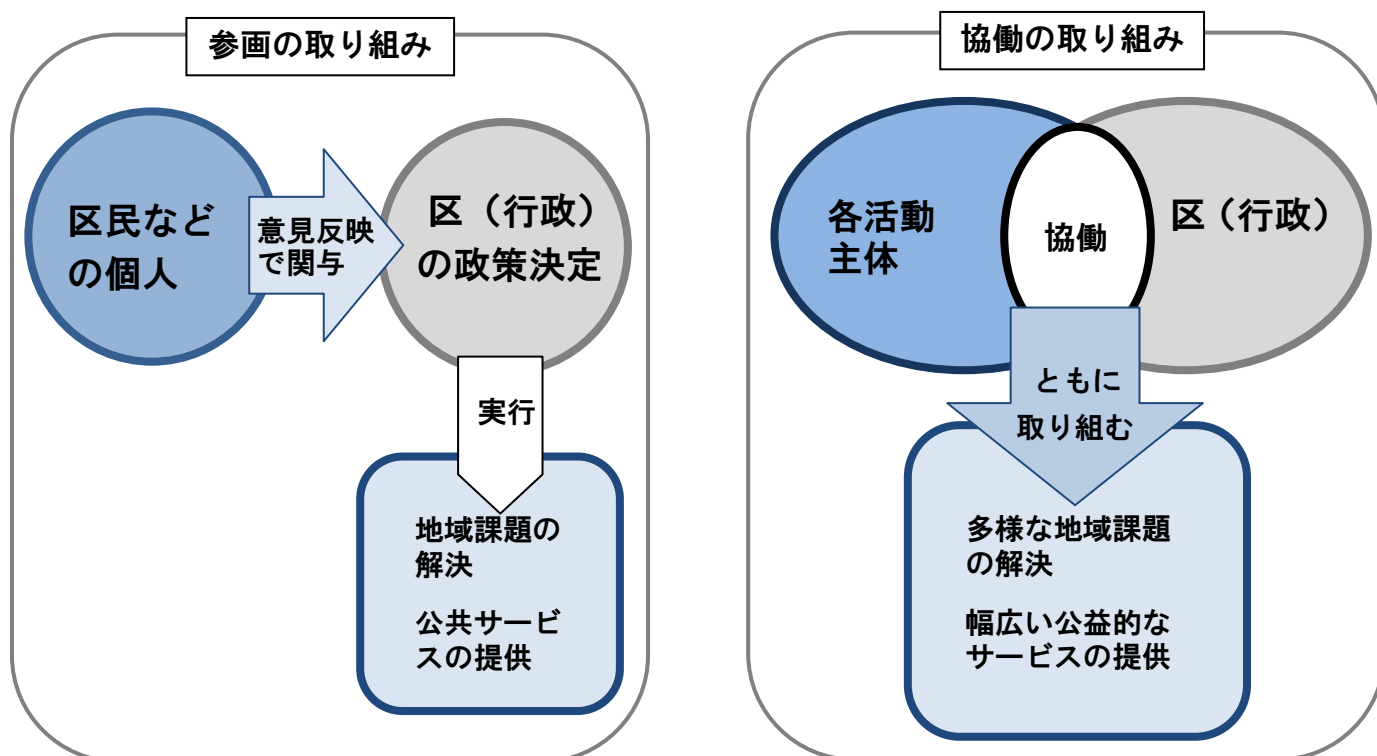
「区民参画手続ガイドライン」では、「区民参画」を、「区民が政策の立案、実施、評価又は見直しの意思形成過程に主体的に参加し、答申、提言、提案、意見、要望などを通じて政策決定に関わること」と定義しています。

「参画」は、区民が行政活動の企画立案から評価まで、さまざまな形で参加し、行政活動に意見を反映させることを目的とした取り組みであり、個人と行政との関係が基本となります。

「協働」とは、一般的に、「区や各活動主体が、幅広い公益的なサービスの提供や地域の課題解決のために、ともに活動すること」を言います。このことから、「協働」は、組織と組織の関係が基本となります。

「協働」は、各活動主体としての組織、また組織を構成する人が持っている能力を活かすため、幅広く多様な課題を解決できる手法であると言えます。

図表 1-2 参画と協働の違い



（２）協働とはどういうことか

１）協働の定義

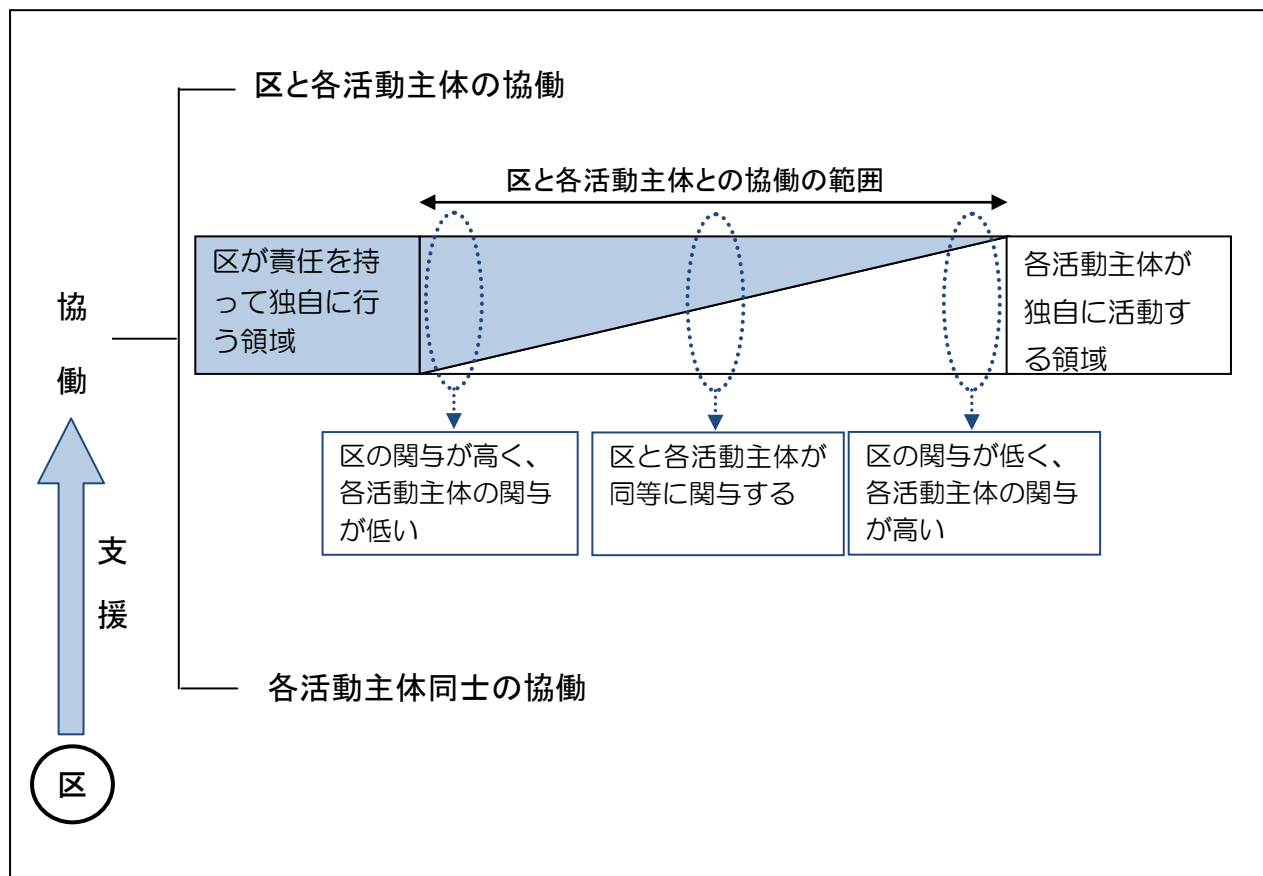
港区における協働とは、「区が各活動主体と、または各活動主体同士が、相互にパートナーとして、その立場や特性を認め、それぞれの持つ能力や資源を活かし、地域の課題の解決を図るという共通目的のもと、協力して公益的な事業を実施する、あるいは、公益的なサービスを提供するための活動」と定義します。

２）協働の範囲

協働には、協働の定義で示した、「区と各活動主体の協働」と「各活動主体同士の協働」があります。

区は、協働の定義に合致する協働は、すべて協働と捉え、協働しやすい環境の整備や支援に取り組んでいきます（図表 1-3 参照）。

図表 1-3 本ガイドラインにおける協働の範囲



(3) 協働の原則

区また各活動主体は、協働するにあたり、次の点を確認しておくことが大切です。

1) 協働する目的を共有する

お互いに話し合い、意見を交換し、解決すべき課題と協働で取り組むことにより実現すべき目標や姿を定め、協働する目的を共有します。

2) お互いが対等・平等である

区また各活動主体は、対等・平等な立場でお互いを理解し、尊重して協働を進めます。

3) お互いに理解し合い、役割分担を明確にする

協働の取り組みを適切に進めるために、区また各活動主体は、それぞれの組織の特性、長所・短所を理解します。このことにより、お互いの得意分野を活かした役割分担を行い、協働に取り組むことができます（図表 1-4 参照）。

4) 自主性、自立性を尊重する

区また各活動主体は、それぞれの専門性を活かすことができるよう、お互いの自主性、自立性を尊重し、自己責任を持って協働に取り組めます。

5) 取り組みの透明性の確保に努める

区また各活動主体は、協働の目的、役割、内容、取り組み過程などを広く区民等に公表し、取り組みの透明性の確保に努めます。

6) 評価を実施する

協働を進める過程で、一定期間ごとに、事業内容や相手方、事業の効果性等について、自己評価と第三者による客観的な評価を行い、その結果を次の活動に反映させ、協働の内容がより良いものになるよう努めます。

7) 活動を継続するよう努める

区また各活動主体は、お互いに協力して活動基盤の維持発展に努めるとともに、活動への賛同の輪を広げ、活動が持続できるように取り組めます。

図表 1-4 地域における主な活動主体とその特性

活動主体	特 性
町会・自治会・ 商店会等	防犯、防火、交通安全、防災、清掃、募金、防犯灯の維持管理や、地域の特性、ニーズに応じてさまざまな活動を行っており、これらの活動は、地域の振興や、良好なコミュニティの形成に大きな役割を果たしています。伝統的なお祭りやイベントなどを通しての地域のつながりや、地域に関する豊富な知識は、地域コミュニティにおいて貴重な財産となっています。しかし、役員の高齢化等で、活動の維持に苦心している団体もあります。
NPO・ボラン ティア団体等	営利を目的とせず、福祉の増進や社会的な課題を解決するために組織された団体で、自立性、専門性、先駆性、機動性などの特性を持って、さまざまな分野で、柔軟な対応と独自の発想により事業を実施することができます。
事業者	営利を活動目的としているため、原則として採算に合わない事業やサービスの提供は困難ですが、地域社会に貢献する活動（CSR活動）に取り組む事業者が増えています。業務に関係する専門性、先駆性、機動性があり、技術力や知識、場所などの資源に優れています。
大学等	専門的な教育研究機関として活動を行っており、先駆性があり、専門的知識や技術などの知的財産が幅広く蓄積され、関係する研究や人材のネットワークは豊富です。地域に開かれた大学として、公開講座や講演会などで広く住民に対して学習の機会を提供しているところがあります。また、地域のイベントやボランティア活動などへの学生の参加を推奨したり、単位認定をしている大学等もあります。
区を含む行政 機関	法令に基づいて、事務手続き等を行うため、継続性や信頼性は確保されています。事業を行う際には、事業の目的・内容は公平性、平等性、公益性が求められます。 予算や事業は会計年度ごとに計画され、年度途中で、予算や事業を変更することが難しい場合があります。



3 区の協働の取り組みの現状と課題

(1) 港区の特長（区役所・支所改革による区の体制）

平成 18 年 4 月、区は、「より便利に」「より身近に」「より信頼される」区役所・支所の実現をめざして「区役所・支所改革」を実施し、芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南の 5 地区の総合支所を誕生させました。

「区役所・支所改革」以降、区は、地域の課題の解決や身近な区民サービスの拠点としての役割を担う「総合支所」と、総合支所を支援する役割を担う「支援部」という組織体制としました。

各地区総合支所を中心として区民と区の相互理解の下、防災・生活安全活動・環境美化活動、各地区の特色を活かした事業など、地域に根ざし、連携した取り組みが浸透しています。

(2) 各地区総合支所における参画と協働の広がり

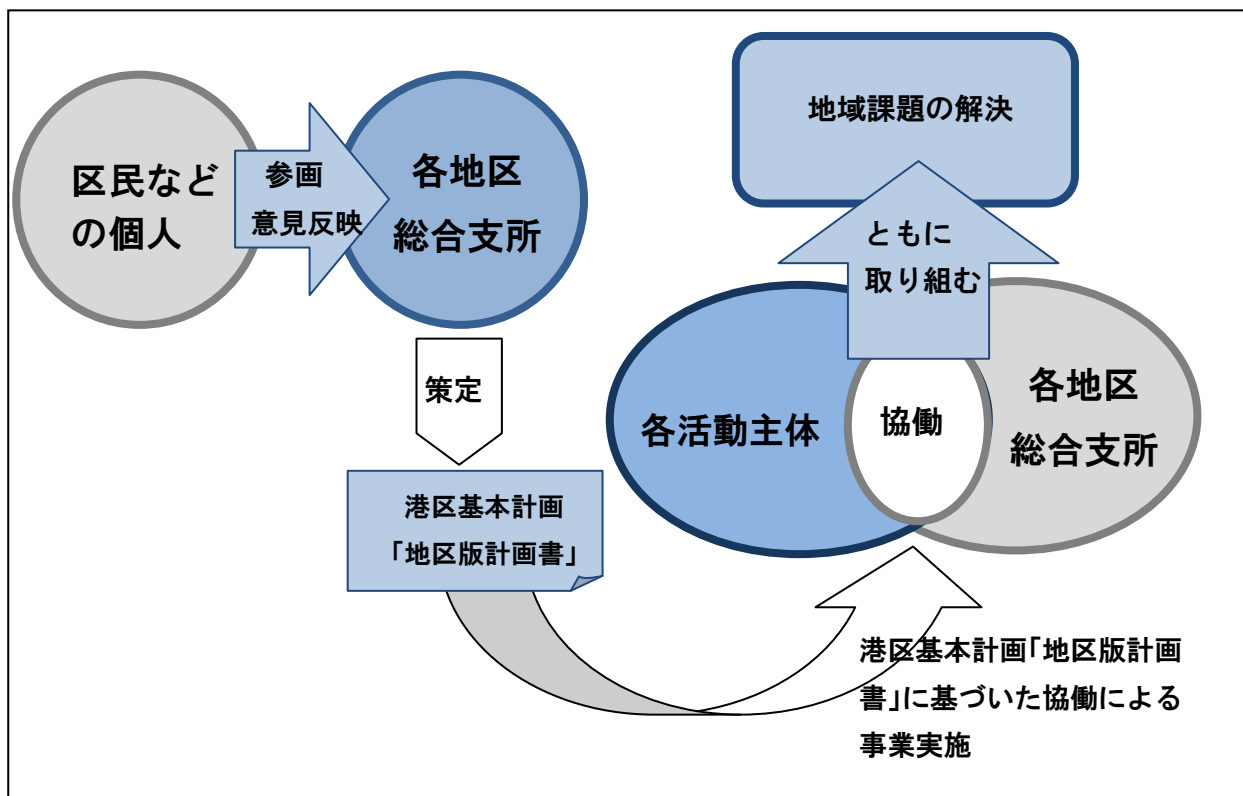
各地区総合支所では、地域の魅力や課題について、一緒に考え活動する区民参画組織が設置され、さまざまな活動が進んでいます。

また、各地区総合支所では、区民参画組織の提言等を踏まえ、地域の実情や特有の課題、その解決の方策を盛り込んだ“港区基本計画「地区版計画書」”を策定し、多くの区民等と協働しながら事業を進めています（図表 1-5、図表 1-6 参照）。

図表 1-5 各地区総合支所における参画と協働の例

地区名	区民参画組織の例	協働の例（事業名）
芝	芝会議	・芝地区の魅力発掘・発信の推進 ・地域コミュニティサポートスタッフの養成
麻布	麻布を語る会	・あざぶ達人倶楽部事業 ・麻布未来写真館
赤坂	赤坂青山タウンミーティング	・赤坂・青山子ども中高生共育事業 ・赤坂メディアアート展
高輪	タウンミーティング TAKANAWA	・高輪コミュニティ広場 ・白金高輪グリーンミュージックフェスティバル
芝浦 港南	港区ベイエリア・パワーアップ プロジェクト	・水辺フェスタ ・ベイエリアカレッジプロジェクト

図表 1-6 各地区における参画と協働のイメージ



▲本ガイドラインの策定にあたって実施したワークショップの様子

(3) 協働を進めるうえでの課題

本ガイドラインを策定するにあたり実施した、ワークショップ、地区別座談会、ヒアリングでの意見やアンケート（資料編 資-3 ページ参照）から、港区における協働を進めるうえでの課題を次のとおり整理しました。

1) 人材の不足と人材活用・育成に関する課題

町会・自治会や商店会へのアンケートや、ワークショップ、地区別座談会で出された意見では、町会・自治会、商店会等では、会員の高齢化と、活動の担い手となる人材不足が大きな問題点となっています。さらに、地域とのつながりを求めない住民が増え、コミュニティ形成が困難だという意見もあり、団体の運営にあたって、こうした住民との関係をどう築いていくか、人材をどう育成するかが大きな課題と言えます。

また、地域の有能な人材や、区が実施する各種講座など（例：チャレンジコミュニティ大学）の修了生が活動できる機会が少ないという意見もありました。

アンケートからは、多くの町会・自治会で、加入促進の働きかけを行い、他の町会・自治会、商店会と協働でイベントを実施する等の工夫により人材不足の解決を図っていることが分かります。

各団体の自助努力は大切ですが、アンケートからは、一定の限界も示されています。人材不足を解消するためには、活動主体間の連携を深めることや、町会・自治会等の活動を担う地域の有能な人材を発掘すること、各種講座修了生の活動の場を提供すること等の方策が必要です。

（資料編 資-8～資-10、資-21、資-27、資-30 ページ参照）

2) 協働に取り組む意識に関する課題

ワークショップ、地区別座談会において、行政には期待せずに住民組織がしっかり行動することや行政へ依頼心を起こさず自ら活動を進めることが重要だとする意見がありました。一方で、行政には協働が一層進むよう、積極的に住民たちを引っばってほしいという意見がありました。その他にも、協働と協力の意味の違いが分かりにくいという意見もありました。

すでに地域において協働に取り組んでいる方、興味はあっても踏み出せない方、協働には興味がない方など、区民や各活動主体の協働に取り組む意欲や姿勢、協働の概念の捉え方はさまざまです。

区は、本ガイドラインで示す協働の定義や協働の心構えを広く、区民や各活動主体に啓発し、地域での協働意識の醸成に向けた取り組みを行う必要があります。

（資料編 資-12～資-14 ページ参照）

3) 各活動主体間の連携や相談窓口、協働の打ち合わせを行う場に関する課題

ワークショップや地区別座談会において、他の団体とつながるきっかけや接点がない、事業者も社会貢献をしたいが、地域との連携が取れない等の意見が出されました。そして、区には、各活動主体同士をつなぐ役割を担ってほしいという要望が多くありました。

また、協働したいと思っけていても、相談先が分からない、区に相談に行っても、話が消えてしまったことがあるという意見があり、協働について相談できる窓口を明確にしてほしいという要望がありました。

協働したいと考える各活動主体同士をつなぎ、活動をコーディネートし、調整する機能（中間支援）は、協働を側面から支援する機能として重要であることから、その仕組みについて検討するとともに、区の相談窓口を分かりやすく周知する必要があります。

その他、身近なところに、地域の人と協働や連携について、話し合いや相談できる場所があるとよいという意見も出されています。協働に関する打ち合わせ等を行う場所として、地域の中で気軽に利用できる場所を提供し、各活動主体が協働しやすい環境を整えることも重要です。

（資料編 資-9～資-12、資-22、資-95 ページ参照）

4) 協働に関する情報や地域情報の取得、発信、共有に関する課題

地区別座談会において、どのようなニーズが地域にあるのか分からない、地域情報が手元に入っていないなどの意見が多く出され、アンケートにおいても、区への要望事項で、地域の課題等の区民への情報提供を望む意見が上位となりました。このことから、区内の多くの活動主体で、情報の不足が課題となっていることが分かります。

地域の課題は何か、何に取り組む必要があるのか、どのような団体や人材があるのか、地域でどのような協働が進んでいるのかなどの情報は、これから協働を始める際の重要な判断材料となります。区として、情報の収集と発信、各活動主体と情報を共有する仕組みが必要です。

（資料編 資-9、資-21、資-44、資-95、資-111 ページ参照）

5) 区が実施している事業や区職員の協働の意識に関する課題

地区別座談会において、各地区総合支所単位で実施している事業を地域の枠を超えて実施できないのか、今回のガイドライン策定に向けて実施した地区別座談会のような、さまざまな立場の人が一堂に会して話し合う機会をもっと作ってほしい、区は区内の多くの資源を十分に活用していないといった、区の事業実施方法についての意見が出されました。また、職員の協働に対する意識づけを求める意見も出されました。

区が進める参画と協働の取り組みを、今まで以上に職員に浸透させ、区全体で協働の推進に取り組む職員の意識を高めるとともに、協働を一層推進させる具体的な仕組みを構築する必要があります。

（資料編 資-10～資-12、資-23 ページ参照）

6) 本ガイドラインの策定後における協働の取り組みについて

地区別座談会において、ガイドラインは作って終わりではない、内容を分かりやすくしてほしい、協働する目的やメリットを明確にしてほしい、協働は手段であって目的ではないはずだが、何を解決するために協働するのか区は協働を進める目的を明らかにしていないといった意見がありました。

本ガイドラインでは、協働を推進する共通認識を深めるために協働の考え方や心構え等を示していますが、本ガイドラインをきっかけとして、より一層協働が進むことが大切です。

(資料編 資・15 ページ参照)



▲本ガイドラインの策定にあたって実施した座談会の様子（芝地区）

コラム①

芝地区の協働事例

～区と町会・自治会、地元事業者等との協働～

事業名	芝地区クリーンキャンペーン
協働の相手方	町会・自治会、商店会、事業者、警察、消防、PTA、保護司会、青少年対策地区委員会、民生・児童委員、防犯協会、交通安全協会など

概要

- ◆平成 15 年度から、区は、駅周辺に指定喫煙場所を整備し、歩行喫煙・ポイ捨てをなくしていくための「みなとタバコルール」の取り組みとして、地域での啓発・清掃活動を開始しました。平成 18 年度からは、「やめよう！歩行喫煙キャンペーン」という名称で、芝地区内 3 つの JR 駅を中心に喫煙マナーの啓発と清掃活動を実施しています。
- ◆年々活動範囲を拡大し、6 カ所の地域で年 10 回実施しています。
(24 年度参加者数 2,760 人)
- ◆平成 25 年度からは名称を「芝地区クリーンキャンペーン」に変更し活動を行っています。
- ◆キャンペーンでの活動内容
 - ・ 啓発ティッシュの配布による周知活動
 - ・ ポイ捨てされたタバコ及びごみの清掃活動
 - ・ 放置自転車・路上看板への警告札貼付
 - ・ 道路上のガム痕の除去（期間を限定して実施）

成果・効果

- ◆キャンペーン会場で皆さんが協働して活動することで、地域の方々や、地域の各活動団体と事業者のつながりができました。また、地域で実際に困っていることや課題等について、情報共有することができました。
- ◆歩きタバコやタバコのポイ捨ては、キャンペーン実施やその他の取り組み等により、確実に改善が進んでいます。



第2部 協働のすすめ ― 区民・各活動主体の皆さんへ ―

第2部 協働のすすめ ― 区民・各活動主体の皆さんへ ― ……………

1 地域をより身近に、より魅力あるまちにするために

港区をよりよいまちにしていくためには、区（行政）だけでは難しい課題が増えています。一方で、ワークショップや地区別座談会で「地域を何とかしたい」「自分たちでまちを作っていく」など、区民自らが地域を良くしていきたいという声が多く出されました。こうしたことから、区民や各活動主体の皆さんが、力を結集し、それぞれが持っている能力や資源を活用して、地域の課題解決に取り組むことが大切です。

（１）一人ひとりの思いの「たね」を行動に変えていきませんか

港区に住んでいる方、働いている方、学んでいる方一人ひとりの地域への思いや関心を行動に移すことが、協働で地域の課題を解決するための出発点です。まずは、地域や身近な人のために何かをしようと思ったり、地域に対して「おや？」「あれ？」という素朴な疑問が生まれたりしたら、その思いを形にし、それらの問題を解決するための行動に変えていきませんか。

（２）地域のことをもっと理解してみませんか

協働に取り組むために、自分たちが住んでいる、働いている、通っている地域に目を向け、どのような特性を持ち、どのような課題があるかという理解を深めることが大切です。協働の取り組みをより効果的にするために、地域の課題やそれに対する取り組みなどの情報収集をしてみませんか。

（３）思いを共感する仲間の輪を広げませんか

一人ひとりの活動も、皆さんで力を合わせれば、より効果的になります。ただ待っているだけでは、活動の輪は広がりません。活動を周りに広げて仲間をつくるためには、区が開催するイベントや各種講座、また地域のお祭り、隣近所の催し物などに積極的に参加することが重要です。活動の目標・目的、実現した時のイメージなど、思いを共有・共感する仲間の輪を広げてみませんか。

（４）つながりを大切にしませんか

あなたの思いが輪となり、仲間とともに他の活動主体と連携交流することにより、あなたの活動も思いも継続されていくでしょう。協働で活動を進めていくことで、相

乗効果が生まれ、より地域が豊かになり、さらなる活動に展開する可能性を秘めています。一度、協働したら終わりとししないで、そのつながりを大切にしていきたいと思います。

2 協働に取り組む際のポイント

(1) 協働に取り組む前の準備

1) 協働の原則を理解して取り組みましょう

円滑に協働に取り組むために、目的の共有化、相手方との対等・平等な関係、役割と責任の明確化など、事前に協働の原則を理解し、信頼関係を築きながら進めましょう（第1部 7ページ参照）。

2) 組織としての体制を整えましょう

協働で取り組むときには、各活動主体それぞれが役割を分担し、特性を理解しながら、責任を持って組織的に活動を行うことが求められます。協働では、“組織としての形を整え（＝見える化）”、取り組むことが基本となります。

「組織として形を整える」とは、基本的には3人以上で構成され、規約、組織の連絡先・住所、組織の目的・使命、組織の責任（だれが責任者なのか等）の所在を明らかにすることや、会計を明確にするなど、外部から活動が見えるようにすることが求められます。

3) 相手の特性を理解しましょう

協働の主体であるという自覚を持って、お互いの組織の信頼関係や相互理解を進めるため、一緒に協働に取り組む相手方の特性を理解しましょう（第1部 8ページ参照）。

4) 取り組みの企画案を作成しましょう

協働で活動できる可能性があれば、協働するにあたっての企画を練りましょう。企画書という書面にすることにより、協働の相手と、活動について具体的に話し合いができ、目的を共有・共感しやすくなります。

企画には、事業の概要、どのような目的で、こういった役割がお互いに期待されているのか、取り組みの手順やスケジュール、費用（予算）、得られた成果についての権利関係、責任の所在などが含まれます。

企 画 書

- ・事業概要
- ・目的・成果目標
- ・実施期間
- ・事業の進め方
- ・費用
- ・権利関係
- ・責任の所在 など

5) 公益性のある活動にしましょう

協働の取り組みには、公益性の高い活動が求められます。政治的な活動、宗教的な活動は馴染まないことに留意しましょう。

(2) 協働を進めるうえでの進行管理

1) 目的を再確認・共有しましょう

取り組みの過程で、各活動主体がばらばらに動いて足並みが乱れないように、協働に取り組む参加者全員が、活動の目的、進め方を再確認しましょう。

2) 活動に関する情報を交換・共有しましょう

日頃から、近所同士でのコミュニケーションを深め、地域交流のイベントなどに積極的に参加して、地域住民や、さまざまな活動を行っている団体とのつながりを持ち、情報共有・情報交換を行いましょう。「こうすればもっと良くなる」「やり方を見直した方が良いのではないか」といった改善点などを発見できて、効率的な協働の実現が可能となります。

3) トラブルに備えましょう

協働して活動に取り組んでいる最中には、予想しないさまざまなトラブルが発生するかもしれません。トラブルに備え、発生した場合の対応を検討しておきましょう。トラブルが発生したときに一番問題なのは、何も対応しないことです。

4) 報告と評価を行いましょう

協働して取り組んだ活動の報告と評価を行いましょう。活動の改善を行い、より良い活動につなげましょう。

(3) 困ったことがあったら

これまで、協働に取り組む際の心構えやポイントを述べてきました。しかし、いざ活動しようとしても、どの団体と一緒に活動ができるのか、どのように事業を行うのかなど、分からない点が次々と出てくることが考えられます。そういうときは、アドバイスしてくれる人や組織に相談しましょう。

協働に関して的確なアドバイスを行い、各活動主体の活動を結びつけるため、その中間に入って調整する、コーディネートするという機能は、各活動主体の協働をより促進するうえで重要です。

区は、活動主体同士を仲介し、つなぐという中間支援機能の重要性を認識し、そのあり方を検討します（第4部31ページ参照）。

用語解説

協働を進める主な手法

区または各活動主体が協働に取り組む際、下表に示すようなさまざまな手法を活用し、事業等を実施することになります。

協働を進める主な手法

手 法	概 要
共 催	各活動主体が、それぞれ、実施の責任を分担しながら、ともに主催者となって事業・活動を行うこと。
事業協力	各活動主体のうちのいずれかが主催者となり、お互いに目標や役割・責任・経費分担を決め、一定期間、事業・活動を継続して行うこと。
実行委員会 協議会	各活動主体が集まって新しい組織をつくり、その組織が主催者となって事業・活動を行うこと。
後 援	ある活動主体が実施する事業・活動に対して、他の活動主体の名義の使用を承認することにより、社会的信用が高まるように支援すること。
補助・助成	活動主体が行う事業・活動に対して、資金や場所、用品などを他の活動主体が提供すること。
情報提供 情報交換	各活動主体が、お互いに持っている情報を出し合い、それぞれの情報を活用すること。

現在、区は、各活動主体が実施する事業について、一定の基準で、区の後援、または共催の承認をしています。区は今後、協働しやすく、かつ、より協働の効果が得られるよう、手法について検討し、公表します。（第4部 32 ページ参照）。

コラム②

麻布地区の協働事例

～繁華街を抱えるまちにおける多様な主体との協働～

事業名（事業内容）	「六本木をきれいにする会」や「六本木安全安心パトロール隊」への参加協力等
協働の相手方	「六本木をきれいにする会」や「六本木安全安心パトロール隊」（商店街振興組合・町会・事業者主体の自発的な清掃・パトロール活動）等

概要

◆まちの清掃活動

- ・ 地域関係者によるボランティア活動を中心に、「港区環境美化推進員」の委嘱も受けながら、六本木交差点を中心に清掃活動を行っています。

◆夜のパトロール

- ・ 地域関係者によるボランティア活動として六本木交差点を中心に徒歩によるパトロール巡回を行い、同時に「港区道路美化協力員」として、違法看板の移動や放置自転車への警告札を貼付しています。さらに、路上の清掃活動もあわせて実施し、環境美化にも貢献しています。

◆朝のパトロール

- ・ 子どもたちが安全に通学できるように、六本木交差点周辺の通学路の清掃を実施しています。また、子どもたちに対する声かけや、通学路の同行により、登校する子どもたちの安全と安心を確保しています。また、商店に対し、ごみの出し方の改善指導も実施しています。

◆ 六本木の独自ルール「六本木安全安心憲章」と啓発キャンペーン・パトロール

- ・ 六本木地区安全安心まちづくり推進会議にて、まちの安全・安心に向けた独自ルールを作り、六本木地区安全安心まちづくり推進会議分科会のメンバーや「六本木をきれいにする会」「六本木安全安心パトロール隊」「麻布地区の生活安全と環境を守る協議会」メンバーの参加により、周知啓発キャンペーンを実施しています。

成果・効果

- ◆六本木のまちについて、住民及び来街者にとって、イメージ・実態ともに、安全・安心の確保に寄与しています。
- ◆取り組みの初期と現在を比較して、ごみの量やピンクビラが目に見えて減少しています。
- ◆六本木の独自ルール「六本木安全安心憲章」（平成25年7月制定）により、安全安心に向けた明確なまちのルールを設定し、連帯を強めた連携・協力体制による取り組みが進められることで、六本木がより安全・安心なまちになることが期待されます。

コラム③

赤坂地区の協働事例

～大規模事業者が多いまちにおける協働～

事業名	赤坂・青山会議
協働の相手方	赤坂・青山地区の事業者・教育機関等

概要

- ◆「赤坂・青山会議」は、社会貢献活動を積極的に行っている赤坂・青山地区の事業者や教育機関等のネットワーク化を図り、赤坂地区総合支所と総合的な協働関係を構築していくため、平成 18 年度に発足しました。
- ◆「赤坂・青山会議」では、クリーンキャンペーンなど地域の清掃活動とともに、「防災」を活動テーマとした講演会、災害体験ツアーへの参加などの各種活動を行っています。
- ◆平成 22 年度からは、「赤坂・青山会議」を防災、環境美化、防犯など社会貢献活動全般を対象とした取り組み情報を幅広く共有し、発信する「全体会議」として位置づけるとともに、防災面、特に「駅周辺の滞留者・帰宅困難者対策」に特化した検討を進めています。

成果・効果

- ◆発足当初と比較し、参画事業者が増え、各事業者が取り組む社会貢献活動の紹介など、より有意義な情報提供・情報交換が行われる会議体となっています。
- ◆事業者や教育機関等と行政との間でネットワークが構築されることで、双方にとって、情報提供や協力依頼がスムーズに行える等の効果があります。例としては、参画事業者からの区及び他の事業者に対する社会貢献活動への参加依頼や、行政からの環境美化活動や総合防災訓練等の参加依頼などがあげられます。



第3部 協働を進めるための区の役割、職員の心構え — 職員に向けて —

第3部 協働を進めるための区の役割、職員の心構え ―職員に向けて― …

1 区として取り組むこと、職員の心構え

(1) 協働の基本概念を理解しましょう

都心にある港区には、協働の主体である事業者、大学、大使館、NPO・ボランティア団体、文化芸術団体等が数多く存在します。

協働で取り組むためには、協働の定義や原則、協働の主体となる団体の特性などを理解するとともに、協働における各活動主体の関わり方には、さまざまなものがあることを認識しておくことが重要です（第1部 6ページ参照）。

協働の基本概念を理解した上で、区としては、協働をさらに推進するための情報発信などの環境整備や仕組みづくり、活動の支援等を行う必要があります。

(2) 区の役割として情報の発信とつなぐことが重要です

本ガイドライン策定にあたって実施したワークショップ、地区別座談会、町会・自治会、事業者やNPO等へのアンケートにおいて、区に期待する役割として、区内のどんな活動主体が、どんな協働を希望しているのか、地域の課題は何かという情報の提供、発信をしてほしいということがあげられました。

また、区には活動主体同士をつなぎ、結んでほしいという意見が多数ありました。これらの意見の背景には、地域における信頼性が高い区が間に入ることにより、見ず知らずの活動主体同士が安心して協働に取り組めるという期待感があるためだと考えられます。

地域の人材や財産、地域の協働に関する情報を収集し、区役所内部で共有すると同時に、それらの情報を地域に発信していく仕組みづくりや、各活動主体をつなぐことが、区が担う主要な役割です。

(3) 協働には実施時期が大切です

協働の準備段階で、どんなに綿密に協力や支援ができていても、実施時期を逸してしまえば、協働の目的が失われてしまうことになりかねません。

例えば、9月1日の「防災の日」に、各活動主体が協働して「防災フェア」を行うなど、実施時期が決まっているものもあります。実施時期を具体的にイメージして、必要に応じて迅速に対応していくことが区として求められます。

また、協働に対して、区が財政的な支援を行う場合でも、区の予算要求時期など、手続きを行ううえで時期が決まっているものもあります。事業者等の場合も、区と同様、予算要求時期が決まっている場合がほとんどです。

職員には、各活動主体同士、お互いにさまざまな制約がある中で、どうしたら期限までに協働を実現できるのかという発想で対応することが求められます。

（４）協働の芽を育てる意識を高めましょう

区だけで事業を進めるよりも、協働することによって、もっと大きな事業効果を得ることができます。防災対策の共助などは、その典型的な協働の例です。

区に協働の種となる相談が持ち込まれても、前例がないこと、担当業務範囲外であることなどから断ってしまっているケースがあることが、地区別座談会で意見として出されました。また、協働について、区と相談したくても、区の相談窓口や担当が分からなかったという意見もありました。

地域の各活動主体の中には、区と協働して地域や区全体の課題を解決し、港区をもっと良くしたいという意欲のある方々が多く存在します。そうした方々を大切に、協働によって地域の課題解決を図る方法を考える姿勢が求められています。

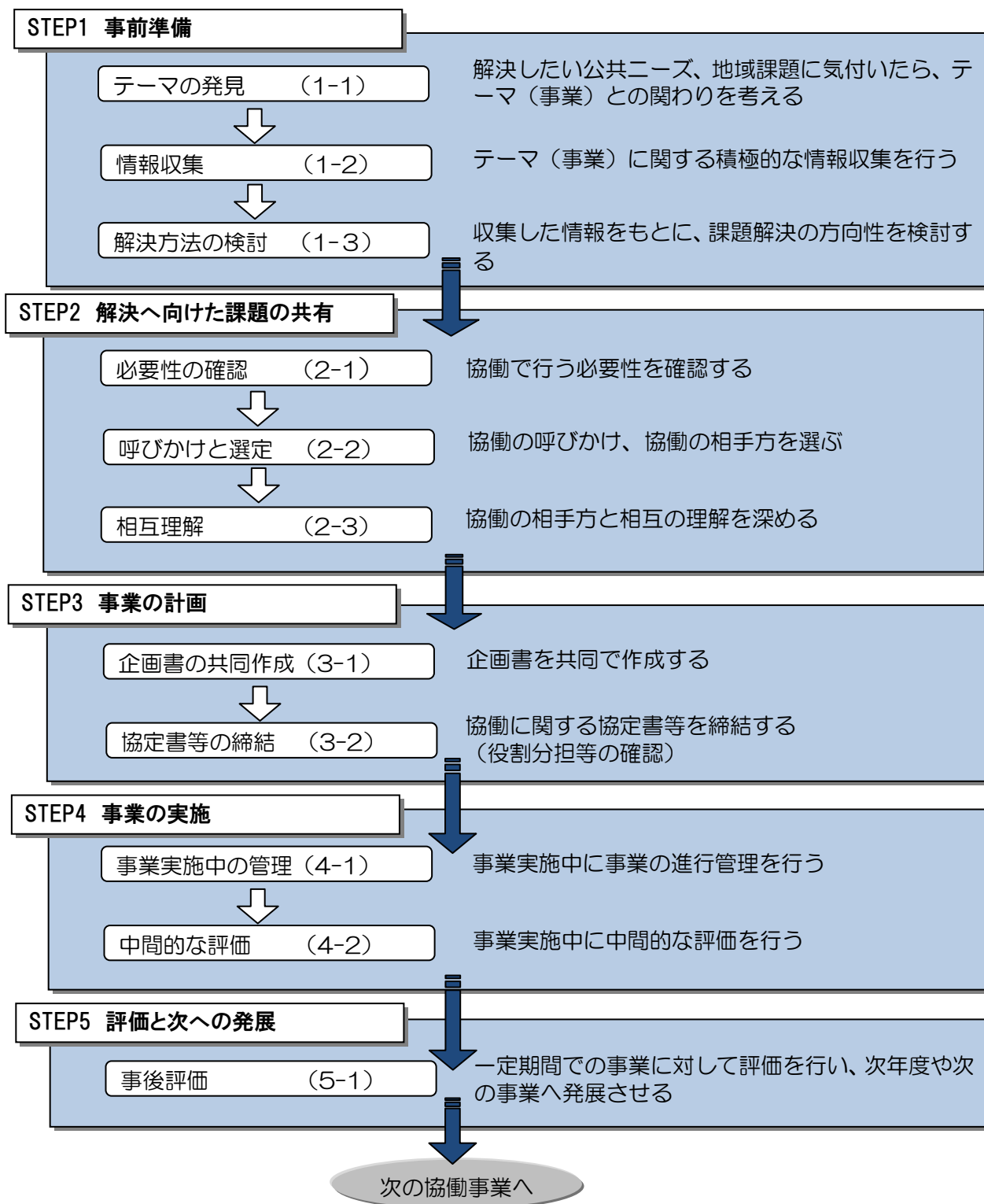
職員としては、自分が所管している担当業務を協働によって進めることにより、もっと事業効果を高めることができるのではないかと、問い続ける姿勢を持つことが重要です。



▲本ガイドラインの策定にあたって実施した座談会の様子（麻布地区）

2 一般的な協働のステップを理解しましょう

協働で事業を進める際の一般的なステップは、次のとおりです。



コラム④

高輪地区の協働事例

～地区内大学とまちとの連携・協働～

事業名	タウンミーティングTAKANAWA
協働の相手方	高輪地区に在住・在勤・在学の人、または高輪地区のために活動したい人

概要

- ◆高輪地区の区民参画組織「タウンミーティングTAKANAWA2013」内に、5つの分科会を設置し、メンバーは主に高輪地区内の在住・在勤者と大学生で構成され、各分科会の運営は、打合せを（月1～2回）行い、高輪地区の魅力や課題解決について、高輪地区総合支所と協働し考え活動しています。メンバーの募集は、区広報、HP等に加え、地区内大学に協力依頼を行い、多くの学生の参加を得ています。
- ◆「タウンミーティングTAKANAWA2013」
 - ・ 地区版計画策定グループ
 - ・ 地域情報紙グループ
 - ・ 白金高輪グリーンミュージックフェスティバル実行委員会
 - ・ デジタルアーカイブ実行委員会
 - ・ 高輪コミュニティ広場実行委員会

成果・効果

- ◆地域住民と地区内大学生が、一緒に活動することにより、地域づくりに取り組む新たなコミュニティが形成され、地域の活性化に結び付いています。
- ◆地区内大学生が、地域の活動に参加することにより、地域に対する興味と愛着が沸き、大学生と地域との繋がりが強まりました。



第4部 さらなる協働の推進に向けて

第4部 さらなる協働の推進に向けて

すでに協働による活動を行っている場合や、新たに協働に取り組む際のさまざまな課題を解決し、さらに協働を推進するため、区は、PDCA サイクルにより、以下に掲げる取り組みを確実に進めます。

1 協働を一層推進させる取り組み

協働をさらに進めるうえで、相談窓口に関する課題、人材不足・人材活用等に関する課題、各活動主体間の連携や協働の活動を行う場に関する課題、資金面の課題などがあります。こうした課題の解決を図り、各活動主体の皆さんが、より協働しやすい環境を整えるため、区は、以下に掲げる取り組みを実施します。

(1) 受付及び相談窓口の明確化と区職員の意識啓発

ワークショップや地区別座談会では、多くの方々から、協働に関する区の受付・相談窓口を明確にしてほしいとの要望が出されました。

すでに、各地区総合支所では、日常的に地域の協働に関する相談を受けていますが、区役所本庁での相談窓口が不明確です。

区役所の地域振興課では、NPO 等の支援や協働の推進に関する業務を担当していることから、地域振興課が区役所本庁における協働に関する相談窓口であることを、分かりやすく周知します。

併せて、各地区総合支所と区役所本庁、また、関係部署間など、区全体の連携体制を強化します。具体的には、相談内容に関係する部署間の連絡調整、関係部署と相談者を交えた話し合いの場の設定、区全体での情報の共有化を図ります。

さらに、職員一人ひとりが、協働の意味を理解し、区全体で協働の意識を高めることも協働を一層推進するためには重要です。区職員に対し、協働の理解を深める研修を実施します。それにより、各活動主体の協働したいという意欲を大切にし、自分の所管する担当業務を協働で進めることによって、より事業効果を高めることができるのではないかと問い続ける区職員の姿勢を育み、協働に取り組む意識を向上させます。

(2) 協働を進める中間支援機能の創設

区では、各地区総合支所が中心となり、各活動主体から相談を受け、協議しながら、協働を進めています。

しかし、各活動主体には、他の活動主体とつながるきっかけがつかめず、既存の連携を超えた新たな協働ができない状況にあるなど、各活動主体間の連携が不足している等の課題があります。

こうした課題を解決するためには、各活動主体の間に立って、協働に関する相談を受け付け、各活動主体の協働をコーディネートし、サポートしていく中間支援機能が必要です。

中間支援機能には、港区の地域特性や、各活動主体の特性、行政のしくみなどを踏まえて、協働を支援する役割が求められます。

相談やアドバイスを行うコーディネート機能として、地域のさまざまな人材を活用する方策も含め、港区らしい中間支援機能を創設します。

（３）協働に向けた打ち合わせ等を行う場の提供

ワークショップや地区別座談会では、協働について、打ち合わせや話し合う場所、各活動主体が集まって協働する場所がなく困っているという意見が多く出されました。

区としては、区民が身近な場所で集まり、協働を広げられるよう、活動の場を検討します。

なかでも、区民協働スペースは、区民と区が地域の課題を解決する場として設置していますが、利用の少ないところもあります。区が積極的に区民協働スペースを活用して事業を実施するとともに、各活動主体が、協働に関して活発に区民協働スペースを利用できるよう運用方針を整えていきます。

（４）町会・自治会等への区の支援要件の見直し

区では、一定の要件を満たしている町会・自治会等に対し、地域活動の支援として補助金の交付を行っています。しかしながら、マンション等の集合住宅において、地域社会との良好な関係構築等に寄与しているにも関わらず、補助金交付要件を満たすことが困難であり、資金面で、活動に支障をきたしている状況が見受けられます。

協働をさらに推進していくためには、地域のコミュニティづくりの支援が重要です。地域の特性を踏まえ、町会・自治会などへの参加を促進させる方策や補助金の交付要件について、検討します。

（５）協働をより進めるための手法の明確化

各活動主体が事業を実施する際の区との関わり方として、「後援」や「共催」があります。こうした形で事業を実施する場合、各活動主体が「港区」や「港区教育委員会」の名義を使用することについて、区は「港区後援名義等使用承認事務取扱基準」、教育委員会は「港区教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱」に基づき、各活動主体から申請を受け、これを審査し、承認しています。

協働をさらに進めるためには、区と各活動主体との役割分担や、経費負担など、取り決めておくべきさまざまな事項があることから、今後、区は、承認基準を明確化することや、事務手続きについて整理し、公表します。

2 新たな協働へのきっかけを作る取り組み

新たに協働に取り組む際には、協働に関する情報が不足しているという課題や、協働に取り組む姿勢や協働の意識の相違に関する課題があり、こうした課題の解決を図り、各活動主体の皆さんが、スムーズに協働に取り組むことができる環境を整えるため、区は、以下に掲げる取り組みを実施します。

(1) 地域での協働意識の醸成に向けた懇談会等の開催

区民や各活動主体における協働の捉え方はさまざまです。地域における協働を一層推進していくためには、こうした方々と、本ガイドラインで示す協働の定義や心構え等を共有し、協働意識を醸成していくことが大切です。同時に、地域において、協働したいと考えている活動主体を発掘し、その考えを聞き、協働事業とすることが重要です。

こうしたことから、区民や在勤・在学者、各活動主体の方々を対象として、協働の意識啓発を図ることを目的とした「講演会」を開催します。また、身近な地域で、協働したいと考え、協働を希望する方々の意見交換を行う地区ごとの「懇談会」を開催します。

講演会や懇談会において、各活動主体から、新たな協働を行いたいという提案をいただいた場合は、各地区総合支所や区役所本庁の関係部署において、協働が一層広がるよう話し合いを進めます。

(2) 多様な方法による協働情報の提供

ワークショップや地区別座談会では、区の役割として、協働に関する情報提供を求める要望が多く出されました。区の公式ホームページにおいて、協働のページがないことも課題としてあげられています。

地域の人材や財産、地域の協働に関する情報を収集し、区全体で共有化するとともに、区の公式ホームページからの協働に関する情報の発信や、紙媒体を活用した効果的な情報提供を行います。具体例としては、区のさまざまな協働事業の紹介や、区の補助金等の制度に関する情報、事業者等が実施している民間の支援等の紹介、NPO 設立に向けた手続きに関する案内、地域のイベント等の情報を提供するなどです。

3 協働推進体制の整備

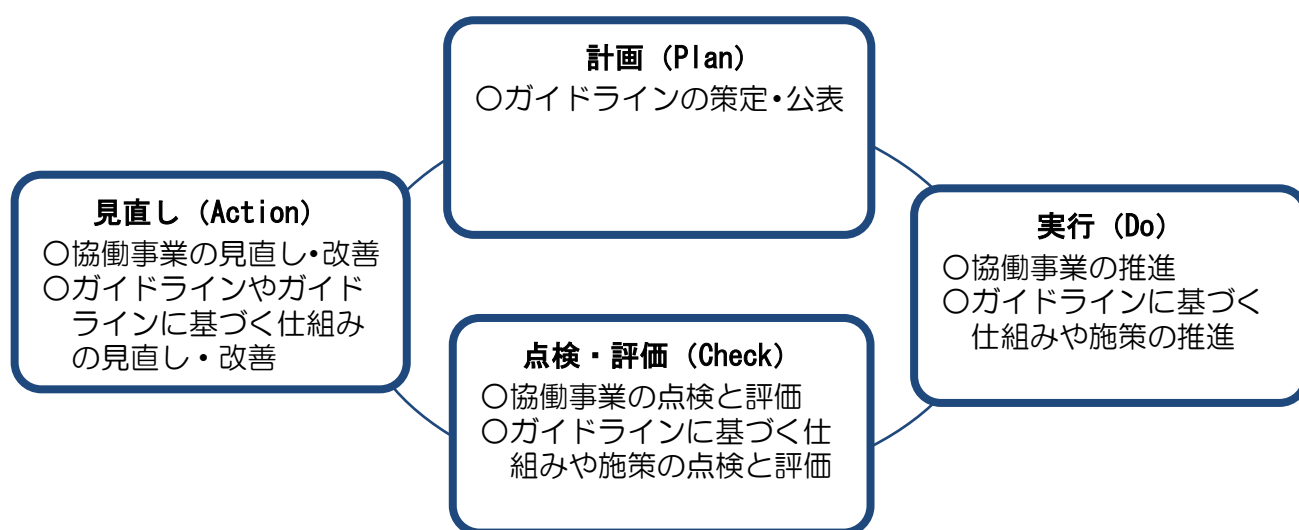
区は、本ガイドライン策定後も、各活動主体が協働を進めやすい環境の整備を進めます。

学識経験者や公募区民、区内活動団体の代表者等で構成する「（仮称）港区協働推進委員会」を設置し、専門的な見地や、各活動主体からのご意見を踏まえて、協働がさらに進むよう取り組みます。

また、区役所内の検討組織として、「（仮称）港区協働推進会議」を設置し、協働を進める方策について検討を進め、環境が整ったものから、順次実施します。

各施策の進行にあたっては、「計画(Plan)」「実行(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Action)」のPDCAサイクルを繰り返し行なうことで、施策の効果を着実なものとし、本ガイドラインの実効性を高めます。

図表4-1 協働を進めるためのPDCAサイクル



4 地域の皆さんとともに

町会・自治会、商店会をはじめとする各活動主体の皆さんが、地域社会の一員として、それぞれの特性を活かし、主体的かつ積極的に活動して、さまざまな活動主体と関わることで、協働が一層推進され、地域の課題が解決できるものと考えます。

個人や団体、組織が単独でできることは限られますが、相互に協働することで、より大きな力となります。また、活動主体同士のつながりが深まり、地域の絆となって、新たな協働の種を植えることになり、地域への愛着も深まります。

区は、区と各活動主体との協働、また各活動主体同士の協働を一層進めるため、協働しやすい仕組みづくりや環境整備に取り組みます。地域の課題解決に向けて、各活動主体の皆さんと区は連携して、協働により地域づくりに取り組んでいきましょう。

コラム⑤

芝浦港南地区の協働事例

～町会・自治会等連合組織との協働

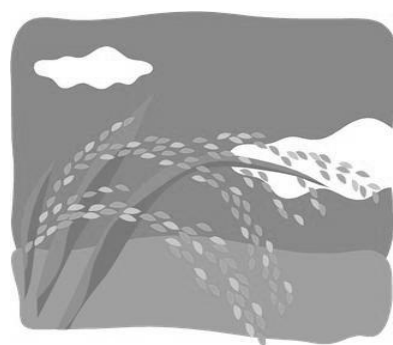
事業名（事業内容）	町会・自治会等連合組織との協働
協働の相手方	芝浦海岸町会・商店会連絡協議会、港南地域連合会

概要

- ◆連合組織である芝浦海岸町会・商店会連絡協議会、港南地域連合会と連携し、月 1 回の会合を通じた情報提供・情報共有を行っています。
- ◆連合組織が実行委員会形式で主催するお祭りの企画・運営に参加し、運河めぐりとお祭りの同時開催を行っています。
- ◆芝浦小地区防災協議会、港南防災ネットワークとの協働により、小・中学校での防災教育や、学校と連携した防災訓練の実施等の活動を行っています。

成果・効果

- ◆各連合組織との定期的な会合
 - ・ 地域と行政の情報共有・情報交換をスピーディに行うことができます。
 - ・ 地域の声を反映できる仕組みづくりが進んでいます。
- ◆連合組織と総合支所が連携した事業の実施
 - ・ 田んぼ体験や夏みかんマーマレードづくり、バイエリア講座等の事業に協働で取り組むほか、芝浦運河まつりや港南ふれあい桜祭りの企画・運営を協働で行うことで、新旧住民を含めた地域におけるコミュニティづくりに寄与しています。



コラム⑥

台場地区の協働事例

～地域防災組織やふるさとの海づくりによる協働～

事業名（事業内容）	地域防災組織支援、お台場ふるさとの海づくり
協働の相手方	お台場地区防災協議会、お台場学園港陽小・中学校

概要

- ◆地域防災組織であるお台場地区防災協議会を中心とし、お台場学園港陽中学校と協力・連携した地域における防災対策やコミュニティ形成への取り組みを進めています。
- ◆お台場学園港陽小学校における授業をきっかけとして、地引網による水生生物の観察や、実行委員会形式によるお台場海浜公園での海苔づくりを行っています。

成果・効果

- ◆地域防災協議会
 - ・ 地域において、防災に関する自主的な取り組みを進めています。
 - ・ お台場学園港陽中学校の生徒による防災 Jr.チームが各種訓練を実施し、総合防災訓練において訓練の指導にあたるなど、地域における防災力向上に結び付いています。
- ◆お台場ふるさとの海づくり
 - ・ お台場ふるさとの海づくりにおける海苔づくりは、季節の風物詩として親しまれており、学校からの発信による地域のコミュニティ形成等の効果をあげています。

